

津波防災地域づくりに関する
中間とりまとめ

(参考資料)

平成 30 年 6 月 19 日

津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会

目次

・ 津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会 委員名簿	・ ・ ・ 1
・ 開催経緯	・ ・ ・ 2
・ 海岸堤防に関する基本的な考え方	・ ・ ・ 3
・ 津波防災地域づくりに関する基本的な考え方	・ ・ ・ 5
・ 津波防災地域づくりに関連する施策一覧	・ ・ ・ 9

津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会 委員名簿

- 宇多 高明 (一財) 土木研究センターなぎさ総合研究所長
兼 日本大学客員教授
- 岡安 章夫 東京海洋大学大学院 教授
- 加藤 茂 豊橋技術科学大学大学院 教授
- 加藤 孝明 東京大学生産研究所 准教授
- 北野 利一 名古屋工業大学 教授
- 黒岩 正光 鳥取大学大学院 教授
- 河野 達仁 東北大学大学院 教授
- 佐藤 慎司 東京大学大学院 教授
- 清野 聡子 九州大学大学院 准教授
- 多々納 裕一 京都大学防災研究所 教授

五十音順、○は座長

開催経緯

第1回 (H29. 09. 05)

- ・津波防災地域づくり及び砂浜の保全に関する現状と課題
- ・当面取り組むべき検討課題及び検討の方向性

第2回 (H29. 11. 02)

- ・砂浜保全に関するこれまでの経緯と今後の考え方
- ・砂浜の便益評価に関する検討

第3回 (H29. 12. 11)

- ・津波防災地域づくりに関する関係主体の取組
- ・これからの津波防災地域づくりに向けた論点整理

第4回 (H30. 05. 18)

- ・津波防災地域づくりに関する中間とりまとめ (素案)

第5回 (H30. 06. 11)

- ・津波防災地域づくりに関する中間とりまとめ (案)

東日本大震災を踏まえた津波防災対策の基本的な考え方

- 被災地は、近い将来に襲来するかもしれない津波や高潮・高波に対して極めて脆弱な状況となっており、被災した海岸堤防の復旧等を速やかに行うことが必要。
- 海岸堤防については、東日本大震災のような最大クラスの津波（L2津波）ではなく、このような比較的発生頻度の高い津波（L1津波）を対象として設計。

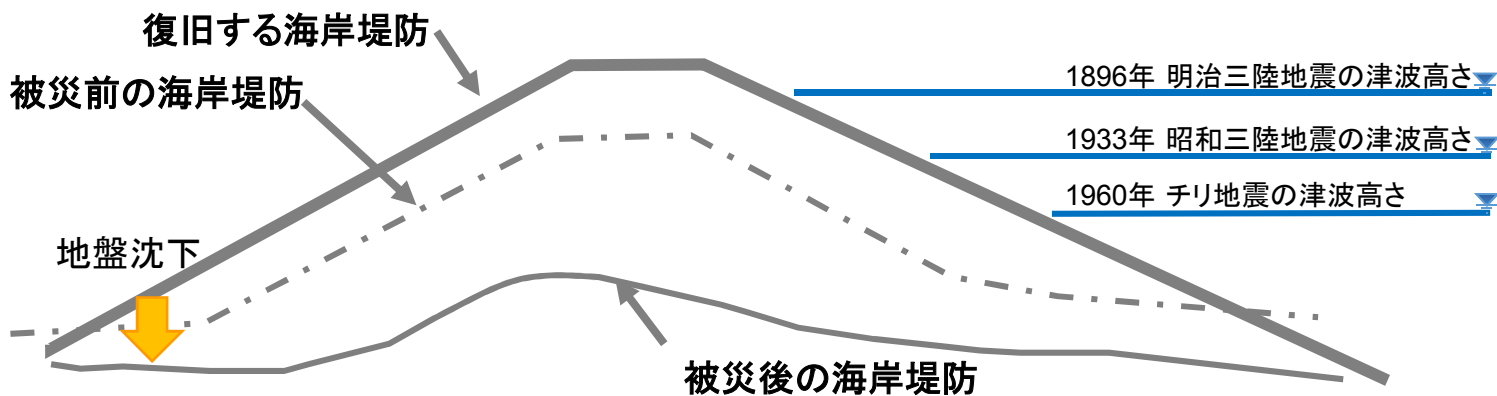
＜最大クラスの津波(L2)＞

・住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波

2011年 東北地方太平洋沖地震の津波高さ

＜比較的頻度の高い津波(L1)＞

・海岸堤防の建設を行う上で想定する津波(数十年～百数十年の頻度で発生している津波)



L1津波に対する防護についての法令上の扱い

- 海岸法に基づく海岸保全基本方針（H27.2.2告示）

「数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対して防護することを目標とする。」

- 海岸堤防については、設計津波（原則として、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波を定める）の作用に対して、津波による海水の侵入を防止する機能を有するものとされている。

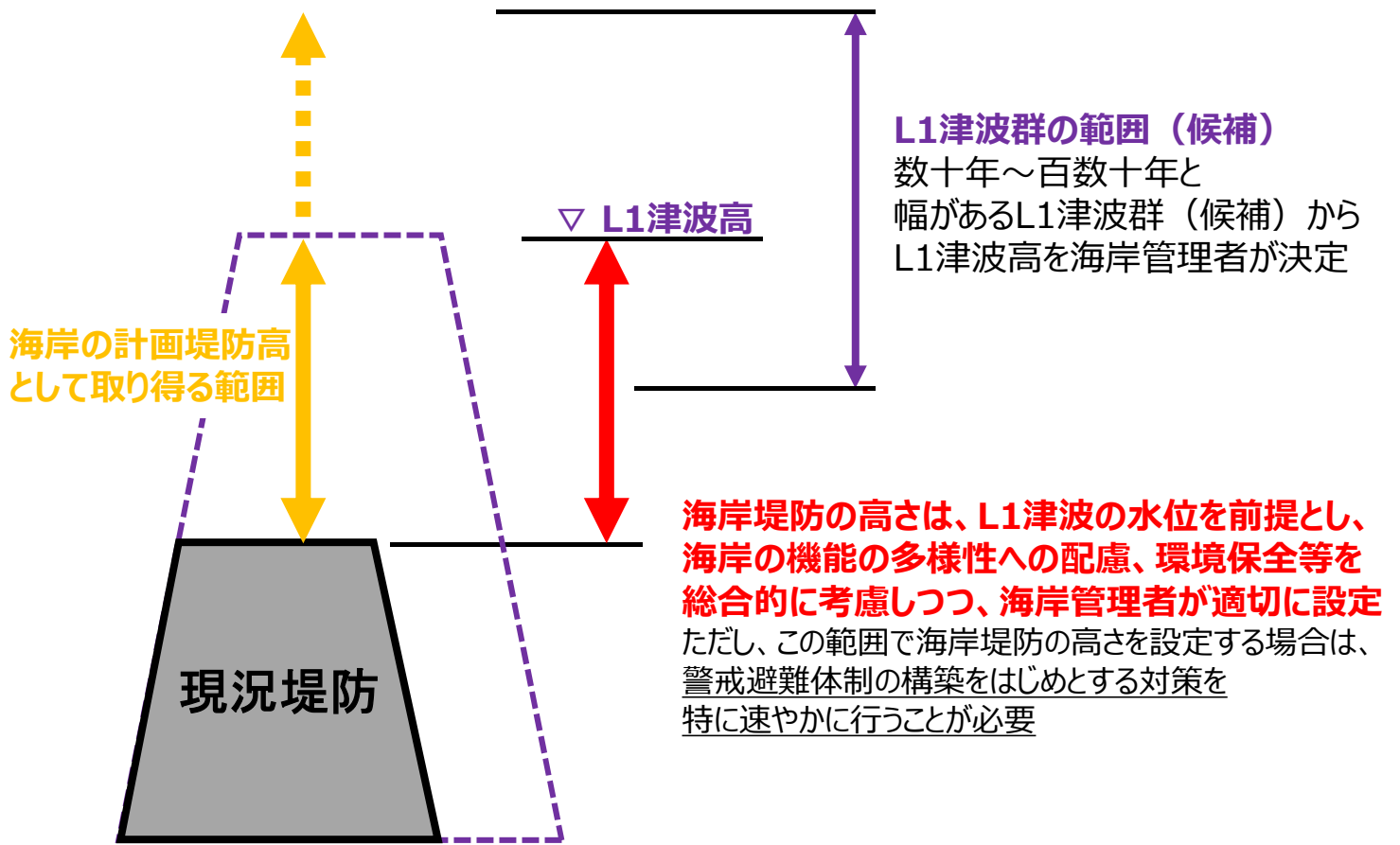
「海岸保全施設の技術上の基準について」の一部改正について（H27.2.2局長通知）



- 整備を行う海岸堤防がL1津波の高さより低い場合、L1津波に対して津波防災地域※における対策を進める役割が、海岸管理者にもある。

※ 津波防災地域づくりの対象となる地域

津波に対する海岸堤防の取り得る高さの範囲

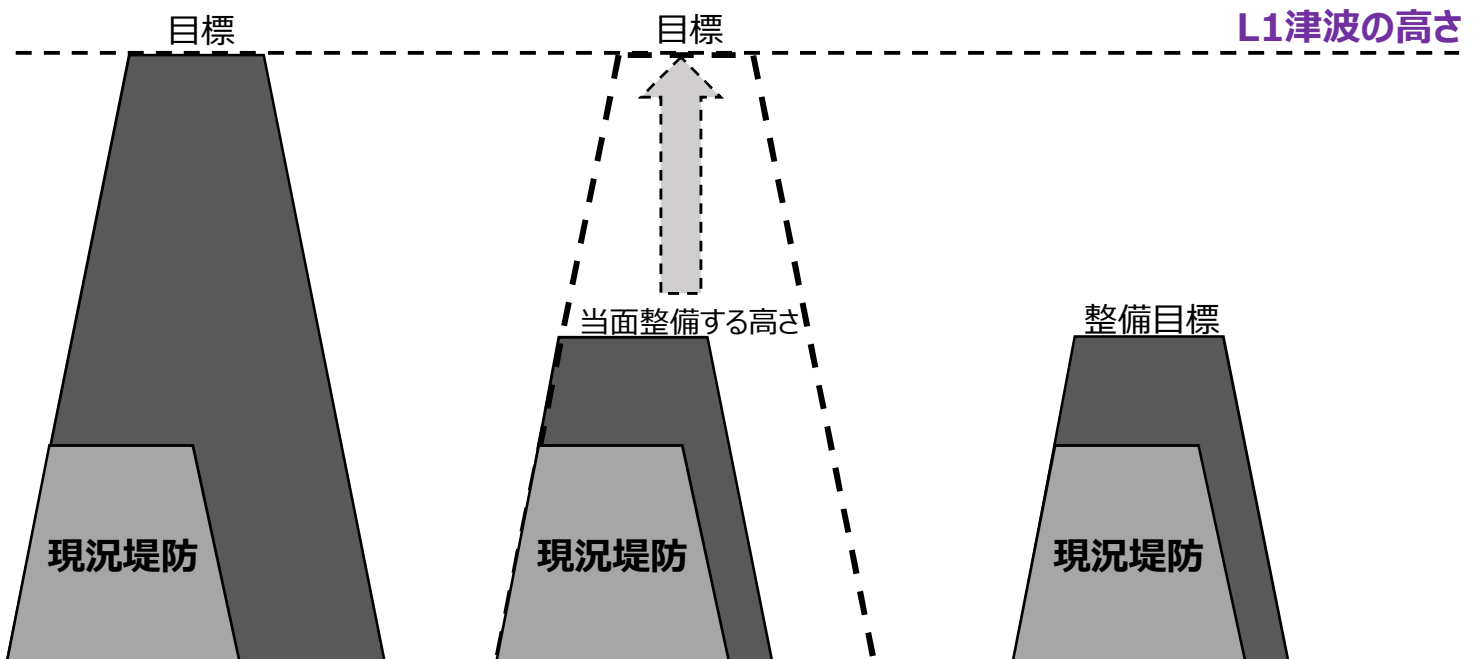


津波に対する海岸堤防の高さのパターン

L 1 津波の高さで計画・整備

L 1 津波の高さで計画し、暫定形で整備

L 1 津波よりも低い高さを整備目標として設定



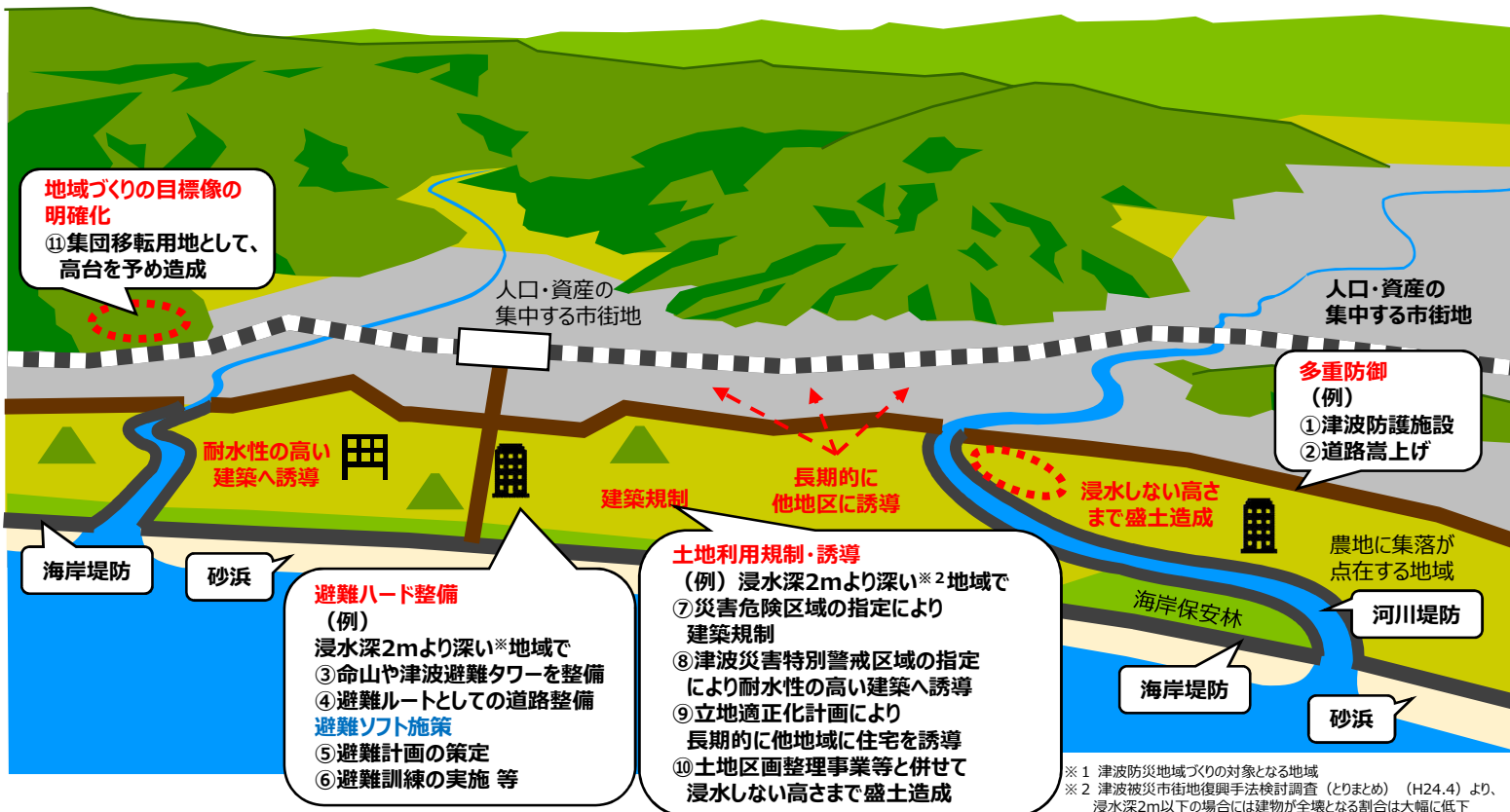
L 1 津波からの避難の支援につながる緊急的な海岸堤防のイメージ

- 海岸堤防は、津波水位が天端高を越えるまでは、浸水防止機能を発揮。
- L 1 津波の水位（最大波）が第 2 波以降に来襲する地域においては、第 1 波を防ぐ高さの堤防高で、L 1 津波からの避難が可能となる場合がある。



津波対策として講じることのできる施策イメージ

- 津波リスクから人命及び資産を守るため、津波防災地域^{※1}で講じることのできる施策は下図のとおり。
- 津波防災地域で講じる施策の組合せは、各施策の調整（実施順位を含む）を十分に図ったうえで、法定計画等に反映させ、将来にわたる実行性を担保することが重要。



※1 津波防災地域づくりの対象となる地域
※2 津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）（H24.4）より、浸水深2m以下の場合には建物全壊となる割合は大幅に低下

津波防災で活用が想定される制度の整理（土地利用）

- 土地利用に関し、津波防災地域で講ずることが出来る制度は、下記のとおり。
- 各施策を講じるためには、住民との合意が必要不可欠である。
- 各施策の主たる所管部局はそれぞれ異なっている。

カテゴリー	津波防災に関する施策	法律	公布年	制度の概要	主たる所管（市町村）
土地利用に関する制度	災害危険区域	建築基準法	昭和25年	地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。また、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。	建築部局
	区域区分	都市計画法	昭和43年	都市計画区域等について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めることができる。	都市部局
	地区計画			建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域について定めるものとする。 1. 用途地域が定められている土地の区域 2. 住宅市街地の開発に関する事業が行われる土地の区域等	
	開発許可			都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。	
	集団移転促進事業に定める移転促進区域	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	昭和47年	豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域	都市部局、 （復興部局）
	立地適正化計画（居住誘導区域の設定）	都市再生特別措置法	平成14年	立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。 1. 基本的な方針 2. 居住誘導区域 3. 都市機能誘導区域	都市部局
	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	平成23年	都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。	防災部局

津波防災で活用が想定される制度の整理（総合的な計画）

- 津波防災に関し、津波防災地域で講ずる施策を位置づけることができる総合的な法定計画は下記のとおり。
- （土地利用を含め）複数の部局にまたがる各種施策を、主に防災部局がとりまとめて作成する計画が多い。

カテゴリー	津波防災に関する施策	法律	公布年	記載・検討すべき事項	主たる所管（市町村）
津波対策に資する総合的な計画	都道府県地域防災計画	災害対策基本法	昭和36年	・当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画	防災部局
	市町村地域防災計画			・当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画	
	（南海トラフ地震防災対策に係る）推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	平成14年	一 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項 二 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの	防災部局
	津波防災地域づくり推進計画	津波防災地域づくりに関する法律	平成23年	市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定（※最大クラスの津波（L2）を想定）を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成することができる。 1. 推進計画区域 2. 基本的な方針 3. 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項他	防災部局
国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	平成25年	STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化 STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定 STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 STEP4 リスクへの対応方策の検討 STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け	防災部局 又は都市部局	

津波防災地域づくりに関する法律

- 将来起こりうる最大クラスの津波による災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設。

法律の概要

(平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行)

基本指針 (国)

基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・また、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

津波防災地域づくりに関する法律の担当部局（国土交通本省）一覧

内容	担当部局
法律全体の総合窓口	総合政策局参事官(社会資本整備)室 総合政策局参事官(社会資本整備)室
基本指針等(第3条～第5条)	<基礎調査・浸水想定・警戒区域・特別警戒区域> 水管理・国土保全局 水政課 同局 河川環境課水防企画室(技術的内容) 同局 海岸室(技術的内容)
基礎調査・浸水想定(第6条～第9条)	水管理・国土保全局 水政課 同局 海岸室(技術的内容)
推進計画(第10条・第11条)	総合政策局参事官(社会資本整備)室
土地区画整理事業に関する特例(第12条～第14条)	都市局市街地整備課
津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第15条)	住宅局市街地建築課
集団移転促進事業に関する特例(第16条)	都市局都市安全課
一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画(第17条)	都市局都市計画課
津波防護施設等(第18条～第52条)	水管理・国土保全局 水政課 同局 海岸室(技術的内容)
津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域(第53条～第92条)	水管理・国土保全局 水政課 同局 河川環境課水防企画室(技術的内容)
監視区域(第94条)	土地・建設産業局不動産市場整備課
地籍調査・地籍調査の推進に資する調査(第95条)	土地・建設産業局地籍整備課
<参考>水防法	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

津波防災地域づくりに関する施策一覧

○支援事業

H30.6現在

目的	施策例	事業名	交付金(※1)		補助率(※2)	本省担当窓口	対象者	通し番号	
			社	防					
【災害情報の提供】 災害時の情報伝達の充実	防災情報提供施設の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	1	
	津波に関する観測施設の設備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	2	
	ハザードマップの作成	都市防災総合推進事業		○	○	国 1/3	都市局 都市安全課	地方公共団体	3
		津波・高潮危機管理対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	4
【防災拠点の整備】 災害時の活動拠点の整備・充実	防災公園の整備 (災害対策用ヘリポート含む)	都市公園事業	○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	5	
	地区公共施設整備 (公園、緑地等)	都市防災総合推進事業		○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	6
		住宅市街地総合整備事業		○	○	国 1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者	7
	防災拠点の整備 (防災センター等)	都市防災総合推進事業		○	○	国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	8
		津波・高潮危機管理対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	9
		津波防災拠点整備事業		○	○	国 1/2	都市局 市街地整備課	地方公共団体	10
	拠点施設の耐震化等	都市再生整備計画事業		○	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	11
【避難地・避難路等の整備】 災害時の住民避難場所の整備・充実	避難地の整備 (防災公園等)	都市公園事業	○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	12	
		都市防災総合推進事業		○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	13
	地区公共施設整備 (避難地、避難路等) 防災関連施設整備 (備蓄倉庫、耐震性貯水槽)	住宅市街地総合整備事業		○	○	国 1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者	14
		都市防災総合推進事業		○	○	国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	15
	避難所(避難施設)の整備	市街地再開発事業		○	○	国 1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	16
		住宅地区改良事業		○	○	国 2/3	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室	地方公共団体	17
	津波避難施設、 防災関連施設の整備	小規模住宅地区改良事業		○	○	国 1/2	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室	地方公共団体	18
		都市防災総合推進事業		○	○	国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	19
		港湾改修事業		○	○	国 1/3	港湾局 計画課	地方公共団体及び港湾局	20
	避難空間、避難路の整備	都市再生整備計画事業		○	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	21
		都市防災総合推進事業		○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	22
	備蓄倉庫の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	23
		都市再生整備計画事業		○	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	24
都市防災総合推進事業			○	○	国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	25	
都市公園事業			○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	26	
防災緑地緊急整備事業			○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	27	
貯水槽(耐震貯水槽)の整備	市街地再開発事業		○	○	国 1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	28	
	都市再生整備計画事業		○	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	29	
	都市防災総合推進事業		○	○	国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	30	
	都市公園事業		○	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	31	
【インフラの整備・耐震化】 減災・災害時のルートの確保	海岸保全施設	津波・高潮危機管理対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	34
		高潮対策事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	35
		海岸耐震対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	36
		海岸堤防老朽化対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	37
	港湾施設 (耐震強化岸壁等)の整備	港湾改修事業		○	○	国 5/10	港湾局 計画課	地方公共団体及び港湾局	38
	河川管理施設	地震・高潮対策河川事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 治水課	河川管理者	39
	津波防護施設	津波防護施設整備事業(※3)		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室	都道府県又は津波防護施設管理者	40
	管路施設(下水道)の耐震化	下水道総合地震対策事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課	地方公共団体	41
	水門等の自動化	津波・高潮危機管理対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	42
	漂流物防止施設整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業		○	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	43
【建築物の耐震化】 災害時の拠点の確保、 人的被害の低減	公営住宅の耐震化等	公営住宅ストック総合改善事業		○	○	国 1/2	住宅局 住宅総合整備課	地方公共団体、民間事業者	44
	住宅・建築物の耐震改修等	住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	国 11.5%	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体	45
	改良住宅の耐震化等	改良住宅ストック総合改善事業		○	○	国 1/2	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室	地方公共団体	46
【復旧・復興対策】 事前復興準備	土地区画整理	都市再生区画整理事業		○	○	国 1/2.1/3	都市局 市街地整備課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	47
	市街地再開発	市街地再開発事業		○	○	国 1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構等、民間事業者等	48
	集団移転	防災集団移転促進事業		災害(補助)	○	国 3/4	都市局 都市安全課	地方公共団体	49
【防災訓練・教育等】 日頃からの防災力の向上	地元住民協議会が行う、ワークショップ・イベント・勉強会の開催等	都市防災総合推進事業		○	○	国 1/3	都市局 都市安全課	地方公共団体	50
		住宅市街地総合整備事業		○	○	国 1/2.1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者	51

(※1) 交付金については社会資本整備総合交付金事業、防は防災・安全交付金事業
 (※2) 補助率については、地域により変化するが代表的なものを示している。
 (※3) 津波防護施設については、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定している「推進計画」への位置付けが必要。

○特別措置

目的	施策例	名称	内容	本省担当窓口	対象者	通し番号
【避難地・避難路等の整備】 災害時の住民避難場所の整備・充実	避難所及び避難場所の整備促進	津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(※4)	津波避難建築物の容積率規制の緩和	住宅局 市街地建築課	民間事業者	52
		津波避難施設に係る特別措置	固定資産税の減免	水管理・国土保全局 水防企画室	民間事業者	53
【インフラの整備・耐震化】 減災・災害時のルートの確保	港湾施設等(護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設)	津波対策に資する港湾施設等に係る特別措置(※4)	固定資産税の減免	港湾局 海岸防災課	民間事業者	54
【復旧・復興対策】 事前復興準備	住宅等移転	津波防災住宅等建設区制度(※4)	津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地への申出換地の特例	都市局 市街地整備課	住宅及び公益的施設の宅地の所有者	55

(※4) 津波防災地域づくりに関する法律に規定している「推進計画」への位置付けが必要。